

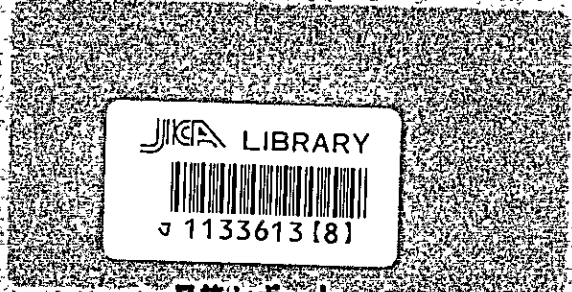
秘  
無期限

# 国際協力事業団 (JICA)

ニジェール、コートジボアール

## 開発調査実施済案件

## フォローアップ調査



最終レポート  
参考資料

1994年10月～11月



381, Av. du Général de Gaulle - BP 218 - 92142 CLAMART Cedex (France)  
☎ (33.1) 40.94.48.00 - Tlx 634086 F - Télécopie (33.1) 46.30.86.62

SC



J/1336138



国際協力事業団

( J I C A )

---

ニジェール、コートジボアール

開発調査実施済案件


フォローアップ調査

最終レポート  
参考資料

1994年10月～11月

**SODETEG** 

381, Av. du Général de Gaulle - BP 218 - 92142 CLAMART Cedex (France)

 (33.1) 40.94.48.00 - Tlx 634086 F - Télécopie (33.1) 46.30.86.62

## 目次

1.	<b>協力戦略</b>	
1.1	序論 . . . . .	1
1.2	見返り資金の設立 . . . . .	1
1.3	日本の協力事業の異なる方式の間での補完性の模索 . . . . .	1
1.4	多国間（マルチ）援助機関との協力の模索 . . . . .	2
2.	<b>確認された主な課題</b>	
2.1	序論 . . . . .	4
2.2	クラニ・バリア灌漑農業開発計画 . . . . .	4
2.2.1	地域農耕地保護にかかる調査の資金調達 . . . . .	4
2.2.2	補足的技術評価 . . . . .	5
2.3	ウナ・クアンザ計画調査 . . . . .	6
2.3.1	調査のアップデート . . . . .	6
2.3.2	調査のアップデートの前提条件 . . . . .	7
2.3.3	P I E への登録の確認 . . . . .	7
2.4	ウアラム計画 . . . . .	7
2.4.1	ウアラム計画第一段階の評価 . . . . .	7
2.4.2	ウアラム計画第二フェーズの調整 . . . . .	8
2.4.3	農村水利建設計画での多国間援助融資機関との補完的協力の模索 . . . . .	8
2.5	公共土木事業分野での援助 . . . . .	8
2.6	見返り資金 . . . . .	8

開発調査実施済案件  
フォローアップ調査

参考資料

1. 協力戦略

1.1 序論

JICAの調査およびプロジェクトが実施される全般的環境を改善するため、JICAが被援助国政府との協力で実施できる戦略に関していくつかの事項を推薦する。それらは次の事項に関係する。

- 日本の贈与による見返り資金の運営
- 既述した、日本政府の協力事業の異なる活動間での補完性
- マルチ援助機関のプロジェクトおよび計画との補完性

1.2 見返り資金の設立

日本の贈与方式では、受益国政府が、贈与機材の売却収益をまとめ、同政府が利用しうる資金を設立することを義務づけている。

ニジェール政府、とくに財務・計画省は、「KR」「KR2」、あるいはノンプロ援助でのいずれに贈与に関しても資金を集めたためしがない。贈与機材の売却およびその利用による収益は受益行政機関に吸収され、財政危機の近年の予算の均衡化に使われている。

3度目のノンプロ援助では、同政府は資金の設立を決定している。このために財務・計画省により、贈与先機関は贈与機材の収益の支払い能力に応じて選択され、同省との契約を交わさねばならなくなる予定だ。財務・計画省はこの資金がJICAのプロジェクトの支援に使われるのが当然と見なしている。この利用法は日本政府とニジェール政府間の共通の合意と見え、二国間の贈与協定に公文化しなければならない。

1.3 日本の協力事業の異なる方式の間での補完性の模索

日本国政府はそれぞれに条件が決められ、利用される数々の援助方式を持つが、各責任者間で協議された計画を通してその調整を行うことは有益である。

- 国レベル：JICAのプロジェクトを支援する資金計画（整備地活用、指導資金、評価資金の調達など）

- 地域レベル：農民がプロジェクトの利益を用い、より容易に共同用途事業資金（例えば回転資金、投資資金、社会資金、連帯あるいは保証資金）を賄えるよう、彼らへの現物供与（肥料、農薬、機材など）
- 投資のための無償資金援助と、J O C Vのプロジェクトによる整備地活用支援との間のコーディネーション

このコーディネーションは、異なるプロジェクトのそれぞれの日程、該当国政府による施工の遅延、責任の分散のため困難であるが、その利益は非常に大きいだろう。

#### 1.4 多国間（マルチ）援助機関との協力の模索

ニジェールのプロジェクトの分析より、他の融資機関、特に多国間援助機関との協力の可能性に関し、以下の2つの指摘ができる。

(a) 「プロジェクト・サイクル」に従った協力アプローチ：

「クラニ・バリア」のケースから、F/Sに関し、以下のプロセスの利益と効果が明らかである。

- ・プロジェクト形成調査：他の融資機関（または当該国政府）の融資による実施
- ・F/S：J I C Aにより実施
- ・審査：実現に興味を持つ融資機関（B A f D）による実施
- ・実施、監督、評価：B A f Dによる融資と企画

このようなアプローチでは次の事項が望ましい。(i)プロジェクト形成調査は、J I C Aと関心を持つ融資機関により共同実施されること、(ii)審査は、調査の自己評価とその結果に関する情報をフィードバックするため、J I C Aへ通達されること。

このアプローチは日本が協力援助しようとする全ての国に適合する。いくつかの国、そしてマルチ援助機関のもとに日本政府の職員が駐在することにより、プロジェクトの必要性の発掘ができるほか、その判断をマルチ援助機関に、該当国政府を介し、その機関付きの日本代表を通じて委ねられる。

(b) 「活動分野」に従った協力アプローチ：ウアラムのケースから、プロジェクトの実行において、J I C Aと地域プロジェクトに融資するマルチ援助機関（この場合はI F A D）との接触が有益であることが示される。

多国間援助機関（世界銀行、B A f DやB O A Dのような地域銀行、I F A DやU N P Dのような国連機関）は一般に、特にプロジェクトの「収益性の無い」部分を融資可能にする、協調融資または並行融資に興味を持っている。



ニジェールでの J I C A の活動との関係し、マルチ援助機関により融資される規模の大きな計画に対し、以下の分野で J I C A の参加 は可能である。

- 農村水利施設の建設
  
- 肥料、ならびに／また農業の供与（次のような可能性あり）
  - ・政府による見返り資金の回収
  - ・見返り資金を回転資金、ならびに／また償却資金、ならびに／また社会事業資金の設立のための資金として活用する
  - ・見返り資金をプロジェクトのスタートを容易にするための資金として活用する

多国間援助融資機関の J I C A のプロジェクトへの参加は以下の分野で可能である。

- プロジェクトの参加型アプローチを通しての農民の意欲を奨励
- 共同組織の創設の援助とそのメンバーの教育
- 商業化に対する援助
- 技術教育と訓練
- 社会的支援
- プロジェクト、特に J I C A が出資する分野のフォローと評価

## 2 確認された主な課題

### 2.1 序論

この章では、資金調達が今後必要な J I C A の調査諸案件について、あるいは J I C A の調査が終わったあと予定されているプロジェクト実施またはすでに実施された計画の改善のため、短期・中期的に考えておくべき行動計画を指摘する。ここに挙げる行動計画は日本政府の融資意図を暫定的にも示すものではない。

### 2.2 クラニ・バリア灌漑農業開発計画

#### 2.2.1 地域農耕地保護にかかる調査の資金調達

1994年2月付 D G R 策定のクリア・バリア地域農耕地の保護計画は、P I E において「砂漠化防止」の項目で予算額1億980万CFAフランとして組込まれている。本調査団はその計画書を受取った。この計画は B A f D の実績調査レポートに基づき、(i)流域整備、(ii)インフラあるいは設備の補強または修復、(iii)協同組合の運営とその経済活動に関する事業、を範囲としている。

(a) 流出水に対する保護：工事は長期の事業（植林、土壌保全、砂丘の進行の阻止）と、水路の浚渫、破損構造物と堤防の再築、砂に埋もれた20ha（最小限で）の田の再整備といった短期の事業の両方を含んでいる。

この目標を達成するためには、広がりがあり同時に一貫性のある土壌保全技術と地域植林技術の普及活動（D G R と水・森林局による）、そして公共土木事業企業か O N A H A に委託されるのが妥当な土木工事が必要となる。

(b) 協同組合の教育：協同組合の地区運営能力、そして特に設備の管理・維持能力が向上されねばならない。既に A V による教育が予定されているが、これは地域開発の社会・経済的側面にも関わる。

(c) 商業化の促進：F / S そして B A f D の審査では農民による籾と米の販売に関し触れられていなかったが、このプロジェクトでその欠如の補足ができる。推定では収穫の60%は販売され、内1.4t/ha(28%)は「使用料」の支払いである。従っておよそ収穫の3分の1は農民が自由に販売するが、適切な販売組織を持っていない。このプロジェクトではことに河川運送の障害の軽減を狙っており、モーターボートの購入、対岸での貯蔵庫の設置、それに加え白米販売のための籾すり設備の設置が見込まれる。

この計画の準備はDGR県事務所のプロジェクトチームに任せられる。DGRによる推定経費は以下の通り（CFA775万）

流域修復	29,850万
地区内工事	6,320万
教育、販売	6,300万
指導、運営	<u>15,570万</u>
総計	58,040万

細かな評価が必要となるとしても、この計画は妥当かつ現実的と思われる。住民の参加方式が明らかにされねばならず、いくつかの工事への住民参加はその前提条件とされるべきで、2つの協同組合の負債の清算もまた同じく前提条件と見なされよう。

### 2.2.2 補足的技術評価

このような計画の準備では、以下の検証された事実に応じ、新たな側面を細かく検討すべきだと思われる。

- 共同方式を見出せぬ2つの協同組合へ共通排水を行うのは不可能
- 排水用旧河道が大きい（流域の流出に対する保護が不十分なため深刻となった問題）
- 田の均平での欠陥（施工企業による）
- 作業用道路の均平での欠陥（施工企業による）

分析が必要ではあるが、流出と排水の両者の問題の同時で確実な解決策を探求することで、最大生産の追求よりも、農民による管理に適し、かつ運転費の削減ができる新たな妥当なオプションが示される。このオプションでは、常に流水の流出に脅かされている、排水網の外れにあり頻繁に洪水を起こす周辺地区を放棄し、川への直接排水を再開する。

(i)協同組合の土地を個々に分ける、(ii)土地の大きさを減らす、(iii)旧河道を保護区域の外にやる、(iv)ポンプ運転費を最小にする。以上を推定目標とした築堤方式とポンプ排水の見直しは、極端な解決案だが、しかしながら農民による設備の確実な管理を容易にするためには、この方向も可能と見なしうる。

いかなるオプションが選択されたとせよ、協同組合との協議を通し、次の結果に至るべきであろう。(i)工事へ組合員が具体的に参加する、(ii)協同組合の健全で自主的な運営の保証が獲得される、(iii)共用施設・機材（ポンプ場、ポート、付属納屋、初すり機）の運営が保証される。

## 2.3 ウナ・クアンザ計画調査

### 2.3.1 調査のアップデート

これは (i)クラニ・バリアでの問題として挙げられた点に関わる技術的調査での不正確さ、(ii)ニジェール政府の大灌漑政策での最近の変化、の結果調査のアップデートが必要である。

より細かく言えば、以下の理由により補足的分析は必要となる。(i)現在準備中の機構改革による起こりうる影響、(ii)協同組合の運営が不十分であるという報告、(iii)大規模な整備の妥当性についての議論と報告、(iv)クラニ・バリア計画からの教訓、(v)耕作地の一部の民間運営により生じうる利点、(vi)CFA75の引下げの収益率への影響、(vii)現在推奨されている、高度集約型労働による工事に関するオプション、(viii)経済発展と社会発展の均衡原則、(ix)プロジェクトを流域全体の中で考慮する必要性。

従って調査のアップデートは、流域を原因とする自然リスクを明確にし、旧河道排水を原因とするリスクを確定し、農業開拓措置を明確にし、異なる地区の収益率に対応した様々な解決案を検討するため必要である。

償却に関する仮定が明確に説明されねばならないだろう。異なる地区毎での整備開発の収益性に従って、異なる融資パターンが提案されよう。このアプローチには次の事項が組み入れられる。

- 経済収益性が高い地区に対しては、非常に好条件の貸付を捜す
- 収益性の低い地区に対しては、贈与を捜す
- 最も条件の悪い地区は放棄する
- 民間の自主的活動の促進、あるいは「収益率」の低い地区内の高収益地区に縮小したPIVの促進を行う
- 投資への貸付と社会経済支援活動への贈与を、統一事業として同時に捜すため、地域全体における投資プロジェクトと支援プロジェクトの明確に区別する

調査のアップトゥデートでは、本調査の協議者が推奨する計画作成での参加型プロセスの中で、農村住民の希望、期待、動機が考慮され、計画実現への住民参加の可能性と意志が明確にされねばならないだろう。健全で効率のよい協同組合組織も同じく保証されねばならない。このようなアプローチは昨今のニジェール政府の方針に沿っており、資金融資の申請対象となる融資機関の関心と参加を促すものと思われる。

### 2.3.2 調査のアップデートの前提条件

調査のアップデートは、ウナ・クアンザの全地区に及ぶにせよ、B I s Dの審査の対象にならなかった地区に及ぶにせよ、ニジェール政府の要請によりあらかじめ条件付けられていなければならない。

### 2.3.3 P I Eへの登録の確認

財務・計画省によれば、ウナ・クアンザ計画はB I s Dの資金調達の確認を待ちつつ、1995-1997年度P I Eのウェイティング・リストに登録されている。アップデートは、この調査に融資する機関にとって、同計画が資金調達での優先計画とみなされている保証がない限り考えられない。

## 2.4 ウアラム計画

### 2.4.1 ウアラム計画第一段階の評価

F/S、実施調査、D I Hの手続きの何れの中にも、ウアラム計画第一フェーズの評価手続きを想定していない。

結果として、第一フェーズでの教訓が完全に活かされることなく、第二フェーズの決定をニジェール政府は行った。とはいえD I Hによりいくつかの歴然とした問題（例えば不適當な囲い）は考慮に入れられており、第二フェーズの第一期の入札書類において変更がなされている。

結果としてD I Hに独力で第一フェーズの評価の実施を求めるのが適當である。この評価は次の事項に及ぶ。

- サイト選択の際の制約
- 地区の運営機関設立の際の制約
- 施工の際の制約
- 配給された設備の利用状況、利用における制約
- 建設設備が共同運営されていること、そしてその効率
- 設備の受益者のニーズへの適合
- P P I Vの活用活動の組織化とその効率
- 十分に使用されていない場合は、その理由の徹底的な調査
- 必要な場合は、強化または補修工事の要求
- 将来の工程に対し、サイト選択、技術解決案、住民参加、開発地活用の組織化、運営・活用への支援などに関する勧告

#### 2.4.2 ウアラム計画第二フェーズの調整

上記の本調査で得られた教訓は、ウアラム計画第二フェーズに応用されねばならない。第二フェーズの第一期は既に入札の対象となっており、調査からの教訓は次期の工程から適用されよう（第二期1996年、第三期1997年）。

#### 2.4.3 農村水利建設計画での多国間援助融資機関との補完的協力の模索

I F A Dはウアラム郡での開発計画を予定しており、これは1996年に実施される。この計画は特に恵まれない階層（女性と青少年）に恩恵を与えるものである。I F A Dの計画の検討は必要としても（ニジェール政府がまだ承認していないため、本調査団に提出されなかった）、恵まれない集団のための活動を行う国連機関のI F A Dとの協力は、以下の職務分担に応じて計画できよう。

- I F A D : ニーズの洗い出しとサイト選定支援、参加型アプローチでの受益者の動機付けと組織化、サイト活用・維持管理の支援と監督
- 日本 : 投資事業の実施

#### 2.5 公共土木事業分野での援助

第一次輸送部門プロジェクトとの関係で道路建設・保全活動の援助を目的とした日本の援助協力活動に続き、DMTPは公共土木用機材と車両類の一新のための資金融資の要請を行った。29億2千万CFAフランの額のこの要請は、公式ルートを通して伝えられ、DMTPはその回答を待っている。

DMTPの将来は現在不確定であり、保全工事の大部分を民営化しDMTPは緊急工事を目標とした最低限の機材類のみを保有する（世界銀行の提案）、またはDMTPを商業的性格の公共機関に変革する（DMTPの意見）といった異なった選択の変化が可能で、要請の結果にはこの不確定性がきつと配慮されるべきである。

#### 2.6 見返り資金

D F Iはノンプロ援助の3回目の贈与の見返り資金を実際に集金する措置を取った。D F Iが実施した方法は、その有効性を決定するテストとなる。こうして集められた見返り資金の一部をJ I C Aのプロジェクトの強化活動に当てるという考え方を、D F Iは妥当で実行可能とみなしている。

この結果、D F Iが予定するテストの結果に応じ、ノンプロ援助の3回目の贈与分として集められた見返り資金は明確な目標に当てられる予定である。

